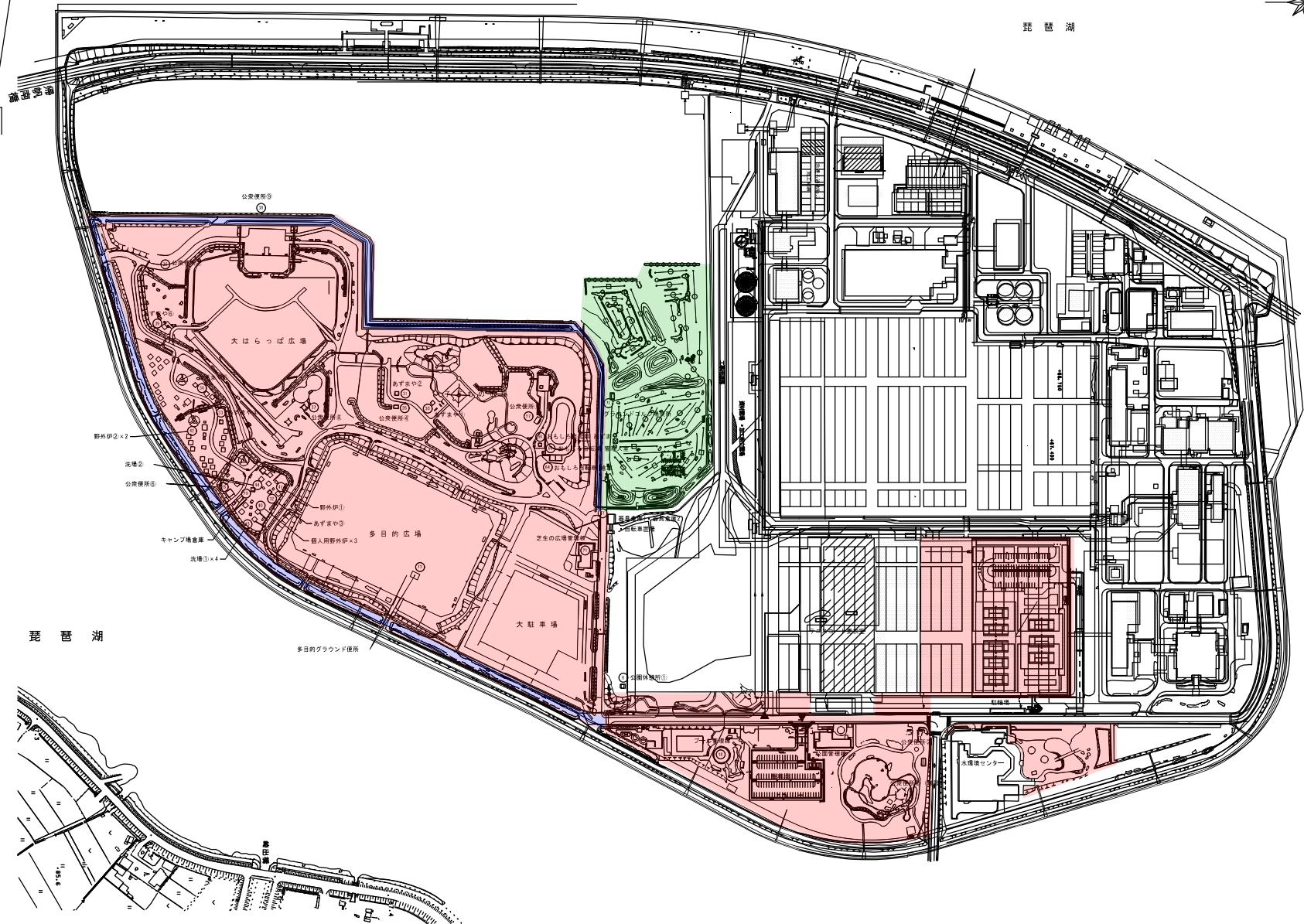


矢橋帰帆島公園および苗鹿公園 指定管理業務仕様書資料

- ・別紙 1 矢橋帰帆島公園区域図
- ・別紙 2 苗鹿公園区域図
- ・別紙 3 遊泳用プール条例施行規則別表第 2 第 6 項に規定する「遊泳用プールにおける安全および衛生についての知識および技能を有する者」として認める講習会
- ・別紙 4 遊泳用プール条例施行規則別表第 2 第 7 項に規定する「救急救護に係る訓練を受けた者」として認める資格および講習会
- ・別紙 5 植栽管理業務数量表（参考）
- ・別紙 6 植栽管理業務数量表（グラウンドゴルフ）（参考）

- ・別記 おもしろ自転車運営マニュアル
- ・プール維持管理マニュアル
 - ・別添 1 施設配置図および排水溝位置
 - ・別添 2 点検表
 - ・別添 3 監視員配置図
 - ・別添 4 プール監視要領

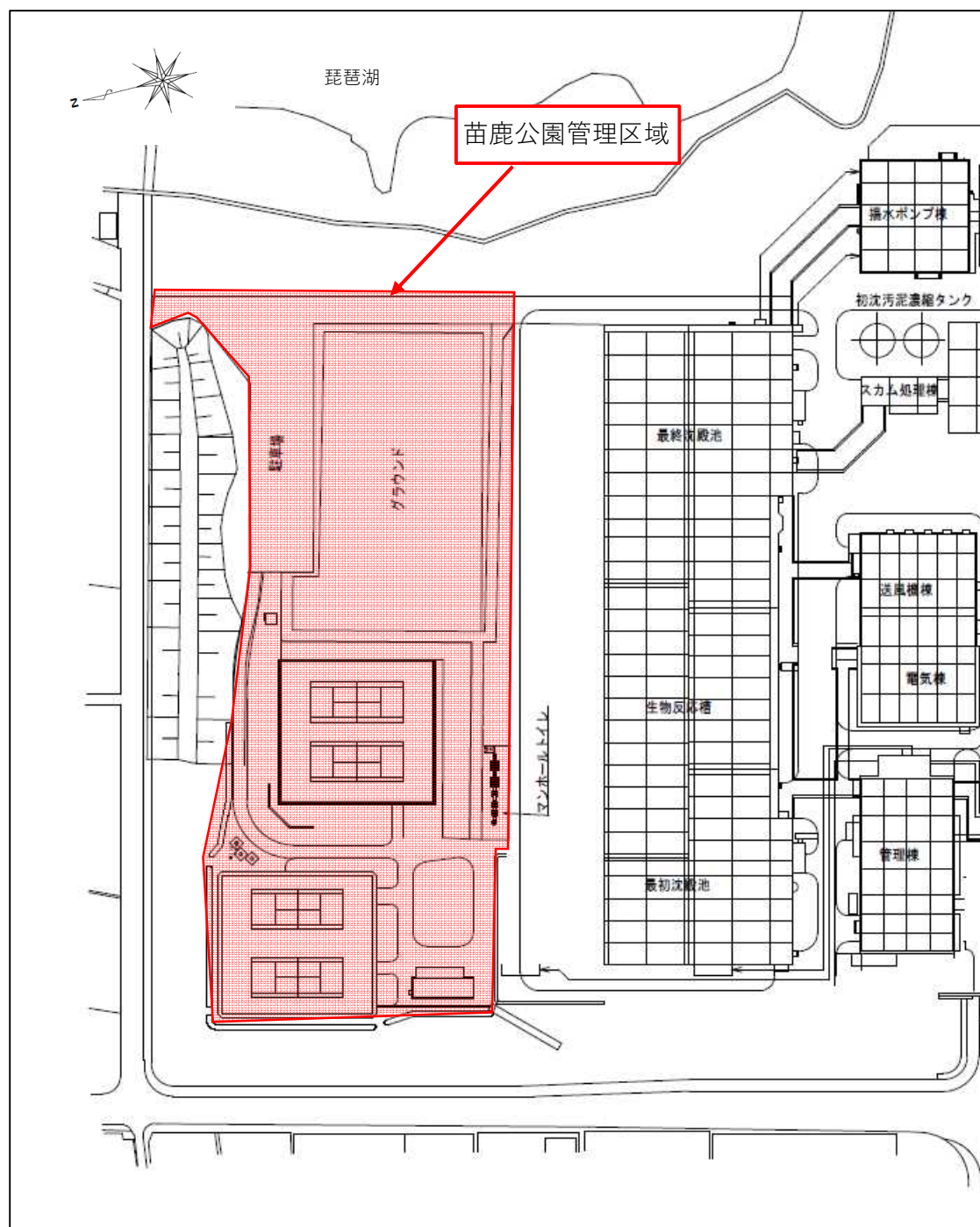


琵琶湖

琵琶湖

琵琶湖

苗鹿公園区域図



遊泳用プール条例施行規則別表第 2 第 6 項に規定する「遊泳用プールにおける安全および衛生についての知識
および技能を有する者」として認める講習会
(平成 26 年 1 月 16 日現在)

	講習会	主催者	備考
1	プール衛生管理者講習会	公益社団法人日本プールアメニティ協会	・平成 6 年 1 月 28 日付滋公衛第 111 号 ・平成 28 年 12 月 12 日付事務連絡
2	遊泳用プールの安全および衛生 に関する講習会	滋賀県	・平成 6 年 1 月 28 日付滋公衛第 111 号 (平成 6 年 3 月 22 日、6 月 8 日開催)
3	水泳指導管理士養成講習会	公益財団法人日本体育施設協会	・平成 9 年 12 月 10 日付滋生衛第 1464 号
4	プール衛生管理者講習会	一般社団法人 日本スイミングクラブ協会	・平成 26 年 1 月 16 日付滋衛生第 24 号

遊泳用プール条例施行規則別表第 2 第 7 項に規定する
「救急救護に係る訓練を受けた者」として認める資格および講習会
(平成 30 年 7 月 11 日現在)

- 1 医師
- 2 看護師
- 3 救命救急士
- 4 公的な機関または公益法人等が開催する実地訓練を伴う講習等を受講した者

- ア 消防署が開催する救命講習
イ 日本赤十字社各都道府県支部が開催する救急法講習
ウ 日本ライフセービング協会が開催する蘇生法講習会
(平成 20 年 2 月 1 日付け滋生衛第 48 号課長通知)
エ その他これらと同等と認められる救命講習

講習会	主催者	
救急蘇生法適任者講習会	(一般社団法人) 日本スイミングクラブ協会	平成 20 年 3 月 24 日付け 滋生衛第 114 号課長通知
救急蘇生法基本講習会		
Skill Development Course CPR-AED コース	BSAC JAPAN (株式会社 BSAC)	平成 20 年 6 月 10 日付け 滋生衛第 276 号課長通知
Skill Development Course First Aid コース		
水泳教師養成講習会	(公益財団法人) 日本体育協会 (公益財団法人) 日本水泳連盟 (一般社団法人) 日本スイミングクラブ 協会	平成 27 年 6 月 22 日付け 滋生衛第 304 号課長通知
水泳指導管理士養成講習会	(公益財団法人) 日本体育施設協会	
スポーツ救急手当講習会 「プロバイダーコース」	(公益財団法人) 日本体育施設協会 スポーツ救急手当維持管理委員会	平成 28 年 7 月 11 日付け 滋生衛第 362 号課長通知
水上安全法救助員Ⅰ養成講習	日本赤十字社各都道府県支部	平成 30 年 7 月 11 日付け 滋生衛第 313 号課長通知
水上安全法救助員Ⅱ養成講習		

別紙5-1

場内(1工区) 植栽管理業務 数量表 ※図面 赤色箇所

区 域			単	旧遺跡の	芝生広場	せせらぎ	テニスコート	ゲートボール場	覆蓋駐車場	管理センター 駐車場	プール	小 計	回	合 計
工 種			位	広 場		の池							数	
人力除草 (抜根)	植樹地		m ²	180	410	580	200	104	561	42	740	2,817	3	8,451
	砂地・ブロック通路		m ²	1,606		1,639	841	329			2,000	6,415	4	25,660
機械草刈	雑地	肩掛式	m ²	1,214	630	845	2,276	1,138			300	6,403	5	32,015
刈込	芝生地		m ²	840	5,300	4,725	1,672					12,537	5	62,685
	芝生地		m ²								190	190	3	570
	低木		m ²	180	410	580	200	104		42	740	2,256	2	4,512
剪定	軽剪定	落葉樹C=30～59cm	本	5		5					20	30	1	30
	基本剪定	松 C=30～59cm	本		7	7					3	17	1	17
	基本剪定	常緑樹C=60～89cm	本								50	50	1	50
	軽剪定	胴ぶき等	本	100	30	180	6	40			300	656	1	656
薬剤散布	中高木		本	300	90	560	20	40			900	1,910	4	7,640
	特定中高木	サクラ、アキレ	本	20	50	20	10				1	101	1	101
	低木		m ²	180	410	580	200	104			740	2,214	2	4,428
害虫防除工	フェロモントラップ		基		3	1						4	1	4
灌水			日						毎日			4	1	4
枯損木・ 倒木撤去	チェンソー	C=30～59Cm	本	1	2							3	1	3
		C=60～89Cm	本	1		2					2	5	1	5
発生材処分工	場外搬出処分	刈草①	m ³									135	1	135
	場外搬出処分	枯損木	m ³									5	1	5
直接工事費 小計														

※数量・面積は現状と差がありますが、現状によることとします。

場内（2工区） 植栽管理業務委託数量表 ※図面 赤色箇所

区 域			単	多目的グラ			大はらっぱ			小 計	回	合 計
工 種			位	ント、駐車場	キャンプ 場	子供の広場	広場	見晴台			数	
人力除草 (抜根)	植樹地		m ²	1,307	240	1,480	1,500			4,527	3	13,581
	砂地・ブロック通路		m ²	9,000			1,450			10,450	4	41,800
機械草刈	雑地	肩掛式	m ²	2,303	3,460	15,236	2,150			23,149	5	115,745
刈込	芝生地		m ²	10,874	6,980	12,670	17,000	210		47,734	5	238,670
	低木		m ²	1,307	240	1,480	1,500			4,527	2	9,054
剪定	軽剪定	落葉樹C=30～59cm	本	20			40			60	1	60
	基本剪定	常緑樹C=60～89cm	本	2	2	2	2			8	1	8
	基本剪定	落葉樹C=60～89cm	本		3	2				5	1	5
	軽剪定	胴ぶき等	本	50	50	270	100			470	1	470
薬剤散布	中高木		本	150	140	800	300			1,390	4	5,560
	特定中高木	サクラ、アキレ	本	33	7	91	79			210	1	210
	低木		m ²	1,307	240	1,480	1,500			4,527	2	9,054
害虫防除工	フェロモントラップ		基	4			2			6	1	6
灌水			日							4	1	4
枯損木・ 倒木撤去	チェーンソー	C=30～59Cm	本	1	1	1	1			4	1	4
		C=60～89Cm	本			2	2			4	1	4
発生材処分工	場外搬出处分	刈草①	m3							220	1	220
	場外搬出处分	枯損木	m3							5	1	5
直接工事費 小計												

※数量・面積は現状と差がありますが、現状によることとします

別紙 5 - 3

内部 植栽管理業務 数量表 ※図面 紫色箇所

区 域			単 位	D工区	E工区		小 計	回 数	合 計
工 種									
機械草刈	雑地	肩掛式	㎡	2,430			2,430	3	7,290
					7,000		7,000	4	28,000
刈込	低木		㎡	180	200		380	2	760
剪定	基本剪定	落葉樹 C=60～89cm	本	30			30	1	30
	軽剪定	落葉樹 C=30～59cm	本	50			50	1	50
	軽剪定	胴ぶき等	本	300	5		305	1	305
薬剤散布	高中木		本	580	10		590	4	2,360
	低木		㎡	180	200		380	2	760
発生材処分工	場外搬出	刈草①	m3				130	1	130
直接工事費 小計									

※数量・面積は現状と差がありますが、現状によることとします。

植栽管理業務数量表（苗鹿公園）

工 種		区 域	単 位	場内北側		場内南側		小 計	回 数	合 計
				公園	駐車場	多目的広場	マンホールトイレ			
人力抜根除草	植樹地		m ²	223				223	2	446
	砂地		m ²		1,060			1,060	2	2,120
機械草刈	雑地(肩掛式)	集草あり	m ²	1,413				1,413	5	7,065
刈 込	低木	ツツジ類、ササ、シャリンバイ他	m ²	223				223	1	223
剪 定	軽剪定	C=30～59cm フシ'	本	2				2	1	2
薬剤散布	高中木	発生次第随時	本	70				70	2	140
	低木	〃	m ²	223				223	2	446
中木剪定	中木	ヒイラギモクセイ H=1.8m、W=0.6m	本	5				5	3	15
芝刈り	野芝		m ²			1,420		1420	3	4260

植栽管理業務 数量表（矢橋帰帆島公園 グラウンドゴルフ場） ※※図面 緑色箇所

工 種			区 域	単 位	バンカー	大面積			植え込み		外周部		C型築山		全面		小 計	回 数	合 計
場所					旧コース	新コース	旧コース	新コース	旧コース	新コース	旧コース	新コース	旧コース	新コース	旧コース				
人力除草疎A (芝地抜根)	芝地		㎡			8,790	7,180										15,970	3	47,910
	砂地		㎡	40													40	3	120
人力除草疎B	植え込み		㎡					730	430								1,160	3	3,480
機械草刈	雑地	肩掛式	㎡							250	300						550	4	2,200
ロータリーモア	芝地		㎡							1580	2270	1720	1700				7,270	4	29,080
アブローチモア	芝地		㎡			8,790	7,180										15,970	20	319,400
スパイクング	芝地		㎡			8,790	7,180										15,970	1	15,970
スライシグ	芝地		㎡			8,790	7,180										15,970	1	15,970
サッチ分解剤散布	芝地		㎡			8,790	7,180										15,970	1	15,970
施肥工	芝地		㎡			8,790	7,180										15,970	1	15,970
目土工	芝地	3mm	㎡			8,790	7,180										15,970	1	15,970
灌水工	芝地		日												4		4	1	4
	高木		本												196	157	353	2	706
	中木		本												27	53	80	2	160
	寄せ植え		㎡												730	430	1,160	2	2,320
	軽油		リットル												150	113	263	1	263
剪定工	高木		本												40	80	120	1	20
	やごとり		本												120	80	200	1	200
	寄せ植え		㎡												730	430	1,160	2	2,320
薬剤散布	高木・中木		本												220	230	450	4	1,800
	特定中高木	サクラ、アキニレ	本												4	10	14	1	14
	植え込み		㎡												730	430	1,160	2	2,320
枯損木撤去	チェーンソー	松	本									1					1	1	1
刈草処分工	場外搬出処分	刈草①	m3														30	1	30
	場外搬出処分	枯損木	m3														1	1	1
直接工事費 小計																			

※数量・面積は現状と差がありますが、現状によることとします。

おもしろ自転車運営マニュアル

自転車すべては特殊な構造となっており、その取り扱いを誤れば走る凶器となる。よって、運営上細心の注意をはらい、コース全般の監視および正しい自転車の乗り方を指導することが、事故防止につながる。

一般的に事故率が高いのは、平日の閑散な時間帯および団体客利用の場合で、油断したり、監視が手薄となったりした場合に発生している。

このため、いかなるときも利用者への安全運転指導を徹底し事故防止に努めること。

乗車時のチェックポイント

1. 乗車前、注意事項を十分に説明すること。
2. 利用者が自転車サドルにまたがったとき、足裏半分が地上に届いていること。
*大きな自転車に乗ると、足がクランクと車体の間に挟まれ骨折の原因となる。
*足がブラブラしていると、ギヤー等に挟まれる。
3. ハンドルに両手が届き、しっかり握ることができ、ブレーキ操作ができること。
4. 片手運転は絶対にさせないこと。
*ギヤーに挟まれ、指の骨折事故となる。
5. 乗車定員・乗車対象年齢をまもらせること。
*乗車対象年齢は自己申告ではあるが、無理に大きな自転車に乗せると転倒し、他車に巻き込まれる。
6. 飛び降り・飛び乗りは大変危険な行為である。
*ブレーキを掛けて乗り、ブレーキを掛けて降りること。
7. 整備不良車には、絶対乗せないこと。特にブレーキの不良車両。
*開園前の点検を日々実施すること。
8. 利用車両の異変（故障）に気づいた場合は、直ちに使用中止すること。
9. スピードを出させない。
10. コース内ルールを厳守させること。
*何度注意しても指導に従わない場合は、他のお客様の安全を考慮して強制退場処分として、料金を返却する。
11. 利用時間（30 分間）においては、再三注意を呼びかけること。
*監視担当者の状況判断とする。
12. 監視担当者は、日々指導方法などのシミュレーションを実施し安全確認すること。
13. 利用者の服装はズボンで、履き物は靴を履いていること。
*靴以外の場合、ペダルから足が滑り事故に至る。
*ロングスカート・ロングマフラーは、自転車に巻き込まれる。

始業点検項目

1. ブレーキは効いているか。
2. 各ボルト・ナットに緩みはないか。
3. 部品の欠落箇所はないか。
4. チェーンは正常に張っているか。
5. チェーンケース等破損箇所はないか。
6. タイヤに亀裂・摩耗はないか。
7. FRPボディの破損はないか。
8. スプリングは正常か。
9. 変型箇所、異常箇所はないか。

プール維持管理マニュアル

1 矢橋帰帆島公園プールの概要

(1) 施設概要

25mプール、子供用円形プール、ウォータースライダー、管理棟

(2) 施設配置図および排水溝位置

別添1のとおり

2 矢橋帰帆島公園プール管理計画表

(1) 清掃の時期、プール水の入換え

開業前のプール等の清掃

① 清掃の範囲

プール場内全域とする。(プール内面、プールサイド周囲のコケ類の除去含む)

※ プールサイドの汚れ(土砂、カビ、コケ等)は水着や身体に付着してプールの水に混入し、汚濁の原因となるので注意する。

※ プール内面の洗剤洗浄は念入りに行うこと。

※ ウォータースライダーの外面カバー清掃は、本体のFRPを損傷しないよう細心の注意を払いながら、洗剤洗浄を行う。洗浄時は、下部の濾過装置等の養生を行う。

※ 各プールの排水口のビス等がはずれていないか確認する。

② 水の入換え

①に記した開業前の清掃終了後に各水槽に上水を入れる。

(2) ろ過機等の点検、整備(ろ材の交換等)の時期

開業前(1ヶ月前)にろ過器を試運転する。点検時にろ材の状況を確認。交換周期は7年(メーカー推奨)とするが、水質が良好に保たれている場合は交換時期を延長する。

(3) 消毒薬、その他薬品の予定使用量

薬品名	用途	予定使用量
次亜塩素酸ソーダ 12%	プール滅菌用	60Kg/日×開業期間日数
顆粒塩素：ハイクロン	洗体槽滅菌用	1Kg/日×開場日数
グルコン酸クロルヘキシジン 5%	トイレ消毒用	0.1ℓ/日×開場日

(4) 水道水の予定使用量

場所	期間中の予定使用量	日当たりの使用量
スライダー	170m ³ /開場期間	3～4m ³ /日
25mプール	1,170m ³ /開場期間	23m ³ /日
幼児(円形)プール	580m ³ /開場期間	11m ³ /日
その他	1,060m ³ /開場期間	21m ³ /日
計	2,980m ³ /開場期間	59m ³ /日

(5) プール水の水質検査時期

プール水の水質基準は、安全で衛生的なプール水を保持するためのもので、プールのどの部分においてもこの基準を維持しなければならない。

検査項目	基準値	検査の意義
水素イオン濃度	pH値 5.8 以上 8.6 以下	低すぎると凝集効果に、高すぎると消毒効果に影響する。
濁度	2 度以下	遊泳者や自然環境からの汚染により値が高くなり、プール水の汚染の目安となる。
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下	
大腸菌	検出されないこと	消化器系感染症の病原体による汚染の目安となる。
一般細菌	200 個/mL 以下	遊泳者や自然環境からの汚染により値が高くなり、プール水の汚染の目安となる。
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上 1.0mg/L 以下	消毒効果の指標となる。
総トリハロメタン	おおむね 0.2mg/L 以下	発がん性を考慮している。

水素イオン濃度、遊離残留塩素濃度の測定は毎日午前中に 1 回以上及び午後には 2 回以上行う。また、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群及び一般細菌の検査は、月 1 回、開業中に 2 回測定する。

総トリハロメタンは、年 1 回（開業中）測定する。

(6) プール開業前の自主点検

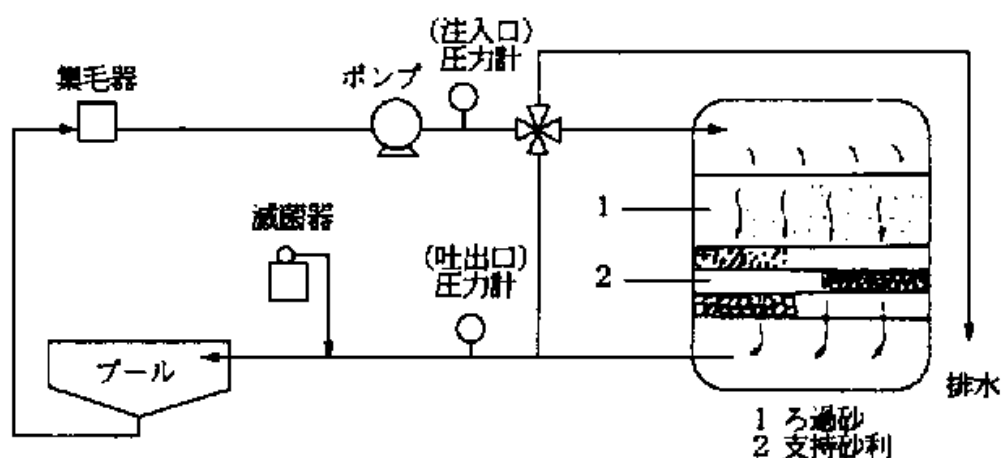
プールの清掃、機械点検の他開業前に必要な準備を終えた後、別添 2 の点検表に基づき、自主点検を行う。

(7) プール管理担当者及び監視員の配置

プール開場中は、プール全体がくまなく監視できるように平日は 10 名、土日祝および利用者が多く見込まれる日は 2 名増強して、12 名の監視員を配置し、遊泳者の事故防止を図る。（別添 3 「監視員配置図」参照）また、監視員は別添 4 「プール監視要領」に基づき監視する。

3 設備・機器の運転操作方法、点検方法

(1) ろ過機



4 衛生管理方法

(1) 消毒方法

プール水の消毒は、滅菌器を用いて、消毒薬（次亜塩素酸ソーダ 12%）をプール使用中に連続注入する。

消毒薬に用いる塩素は、直射日光、高温などによって短時間に失われてしまい、また、遊泳者数やプール水の汚れにより塩素消費量が異なることから、プール水中の遊離残留塩素濃度を 1 時間ごとに測定し、その結果をもとに滅菌器の調節ダイヤルを操作し注入量を調節する。

プールを使用する際は、プール水中の遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/L 以上 1.0 mg/L 以下であることを確認してから遊泳させるようにする。滅菌器は、プール開始前から運転する。

※ 遊泳中の遊離残留塩素濃度は 0.4 mg/L 以上 1.0 mg/L 以下に保持し、プール内で均一となるように管理する。

※ 直射日光、遊泳者の急増などによる塩素の急激な消失に注意して、遊離残留塩素濃度を測定しながら塩素管理を行う。

(2) 水質検査

①検査項目、回数および対象

	検査項目	検査回数	対 象
プール水	遊離残留塩素濃度	午前 1 回以上 午後 2 回以上 ※日誌のとおり	すべてのプール
	水素イオン濃度	午前 1 回以上 午後 2 回以上 ※日誌のとおり	すべてのプール
	水温	午前 1 回以上 午後 2 回以上 ※日誌のとおり	すべてのプール
	濁度	月 1 回以上	すべてのプール
	過マンガン酸 カリウム消費量		
	大腸菌		
	一般細菌		
	総トリハロメタン	年 1 回以上	
浄化後の循環水	濁度	年 1 回以上	すべてのプール

②プール水の採水地点

- ・遊離残留塩素濃度の測定は、プール全体の濃度が把握できる 3 地点（水面下 20 cm）とする。
- ・毎月の水質検査の採水地点はおおむね②の水面下 20 cm とする。

③水質検査方法

項 目	方 法
遊離残留塩素濃度	ジエチルー p -フェニレンジアミン法（DPD 法）またはこれと同等以上の精度を有する方法によること。
水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に定める検査方法もしくは上水試験方法（日本水道協会編）またはこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
濁度	
過マンガン酸カリウム消費量	
一般細菌	
総トリハロメタン	
大腸菌	水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に定める検査方法によること。

(3) 施設の清掃

プールの開業期間中毎日下記の清掃を行う。

トイレ内トイレットペーパー補充を行い、便器等に汚れがないように清潔にする。

・ 清掃箇所

プール管理棟－193.7 m² {管理室、看護室、更衣室（男・女）、便所（男・女）、手洗い（男・女）、通路、中庭}

場所等	作業内容	回数
床	①はき掃除－掃除機・箒等使用 ②水ぶき又は洗剤使用による洗浄清掃	毎日 週1回
壁（仕上げ壁・扉等を含む）	①タイル（類するものを含む）－水ぶき	月1回
	②モルタル（これに類するものを含む） 鳥毛払い等を使用して、ほこり及びくもの巣等を除去し、手あかその他の汚れは洗剤を使用して清掃する。	月1回
天井	壁と同様とする。	月1回
器具等	①机・ロッカー、ベンチ等－ふき掃除 ②衛生陶器類 （ア）便器・洗面器・たん壺・各種トラップ 金具等は洗剤にて洗浄清掃する。 （イ）便器等の軽微なつまり除去 ③鏡及び水栓金具 からぶきを行い必要に応じて研磨する。 ④その他 （ア）トイレットペーパー・石鹸・芳香剤等の補給 （イ）汚物の搬出処理及び容器の洗浄 （ウ）その他 紙屑等の処理及び容器の洗浄等	毎日1回 毎日1回 毎日1回 毎日1回

6 衛生管理点検表

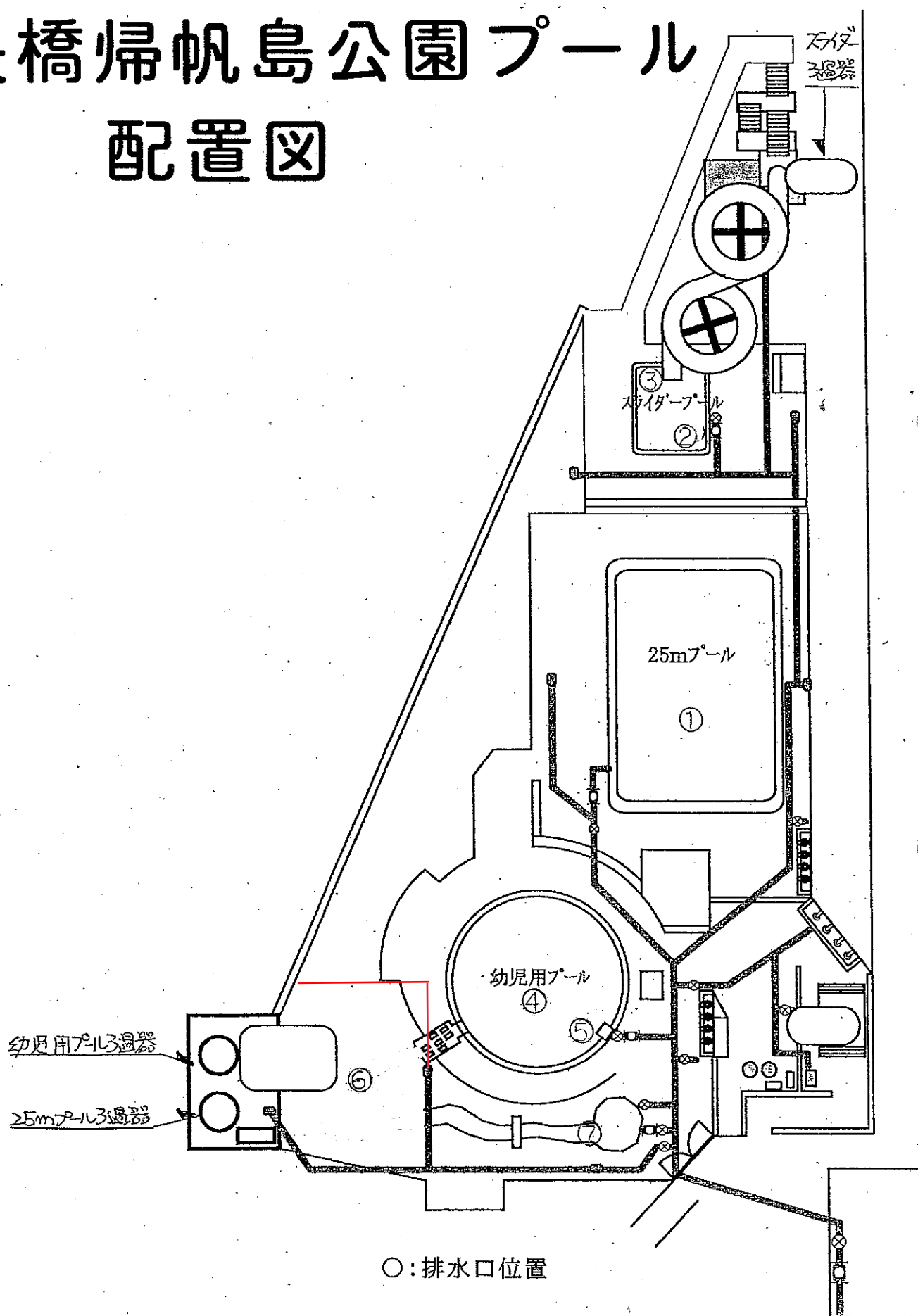
衛生管理状況は、日常の点検表に基づき行う。

7 事故発生時の措置

緊急時の対応マニュアル等を備え付け、従業員に徹底する。

また、事故の発生など緊急の場合の措置は人命救助を最優先とし、併せて関係機関への連絡等必要な措置を講じること。

矢橋帰帆島公園プール 配置図



プール施設設備の使用期間前点検表

施設名	プール名	点検日	年 月 日	年 月 日	点検結果
点検者	点検内容	点検結果	適・否	適・否	適・否
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行なったか		適・否	適・否	適・否
プール本体	プール本体、付属設備等がよく清掃されているか		適・否	適・否	適・否
	給排水及び清掃が容易な構造か		適・否	適・否	適・否
	床洗排水等の汚水が周囲から流入しない構造か		適・否	適・否	適・否
	適当数の水深表示があるか		適・否	適・否	適・否
プールサイド	滑り止めの構造となっているか		適・否	適・否	適・否
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか		適・否	適・否	適・否
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか		適・否	適・否	適・否
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか		適・否	適・否	適・否
排（環）水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか		適・否	適・否	適・否
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか		適・否	適・否	適・否
消毒設備	薬剤の種類：薬剤タンクの容量：0		適・否	適・否	適・否
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか		適・否	適・否	適・否
	薬剤の保管場所は適当か		適・否	適・否	適・否
	薬剤の保管状況は良好か		適・否	適・否	適・否
浄化設備	浄化設備はよく清掃されているか		適・否	適・否	適・否
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗排水等の汚水が流入しない構造か		適・否	適・否	適・否
区分	多様な利用形態に応じた区分がなされているか		適・否	適・否	適・否
更衣室	男女別に区別されているか		適・否	適・否	適・否
	双方及び外部から見通せない構造か		適・否	適・否	適・否
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか		適・否	適・否	適・否
洗淨設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか		適・否	適・否	適・否
便所	男女別に、十分な数があるか		適・否	適・否	適・否
	よく清掃されているか		適・否	適・否	適・否
	専用の手洗い設備があるか		適・否	適・否	適・否
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか		適・否	適・否	適・否
	故障又は破損のものはないか		適・否	適・否	適・否
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか		適・否	適・否	適・否
	故障又は破損のものはないか		適・否	適・否	適・否

点検項目	点検内容	点検結果
くずかご	適当な場所に十分な数を備えているか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採暖室等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさで掲示してあるか	適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されているか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者	管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛生管理者	水質に関する基本的知識、プールの浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救護員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業員に対する研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排（環）水口の表示等	排（環）水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排（環）水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
監視所等	プール全体の見取り図に排（環）水口の明示方法を明記してあるか	適・否
	監視所はその機能を十分に發揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管理日誌	備えているか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等の配置	救命具（浮輪等）は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

別添2

矢橋帰帆島公園プール 監視員配置図

10人体制 ① ～ ⑩

12人体制 ① ～ ⑫

⑨ ⑩ は巡回監視



【プール監視要領】

1 業務上の注意

- (1) 出勤時間は、午前 9 時 00 分を厳守し午前 10 時 00 分に開業ができるよう準備をする。
- (2) その日の班編成及び勤務体制を知る。
- (3) プール使用上の注意を熟知し、的確な指示・指導ができるようにし、事故防止に努める。
- (4) 開場前に、所定の位置につくまで、場内を巡視・点検・清掃整備し、安全・清潔を確認すると共に、不備な場合は対応作業をする。
- (5) 監視者が他の監視者と交替するタイミングは原則として毎時 15 分休憩時の安全確認後とするが、やむを得ず持ち場を離れる時は、プール管理責任者に連絡すること。
- (6) 持ち場交替は、必ず定時に行い、確実に前任者から後任者に状況を引継ぎ、交替をする。休憩は所定の場所とする。
- (7) 入場者への対応は親切を第一とするが、事故防止のためには厳格に対応する。
- (8) 開場の開始、終了時間は、ラジオの時報に合わせ、正確に行う。
(午前 10 時 00 分開場、午後 4 時 00 分閉場。)
- (9) 毎時 15 分の休憩の際、泳者を速やかにプールから上げ、プールの点検、特にプールの底・排水口の安全を確認すると共に、沈下物や浮遊物の除去に努め、届け出を要する事項については届けること。
- (10) 終了時（午後 4 時 00 分）、直ちに場内を巡視・点検をし、安全・清潔を保つため、プール内およびプールサイド・洗体槽・管理棟及び周辺の清掃を行い、翌日の準備をする。

2 監視者の心得

- (1) 所定の場所で監視し、泳いだりしながらの監視はしないこと。
- (2) 監視区域は、所定の区域を常に監視し、目の届かない区域を作らないこと。
- (3) 監視者の交替は、所定の時間に監視場所で行い、一刻も、空白の時間を作らないこと。
- (4) 監視者は、一目で遊泳者に判別できる服装（受託者支給の T シャツ・帽子・笛・メガホン等着用）で監視につくこと。
- (5) 救助器具は、所定の場所（監視台の下）に置き、絶えず点検し、いつでも緊急に使用できるようにしておくこと。（終了時に倉庫に収納すること。）

3 監視のポイント

- (1) プールの中心部は、勿論のこと、壁沿いの水面・水中。
- (2) 吸込口（排水口）およびその付近。（ビス等がはずれていないか確認すること。）
- (3) 洗体槽・流れ等の水中段差部・タラップ・水槽・滑り台の下および壁との間。

4 プール利用制限

下記の人、利用を禁止すること。

- ア 保護者の付き添っていない小学校 3 年生以下の子供
- イ 公衆衛生上、不適當と認められる人
- ウ 酒気帯びの人
- エ その他プールの利用に当たって不適當と認められる人

5 遊泳者・付き添い者への指導事項について

- ・危険と思われる飛び込み、混雑時のバタフライ・背泳・潜水等の泳法の禁止
- ・風紀を乱すような行為の禁止
- ・非衛生的な行為の禁止
- ・芝生地や植樹地への立入禁止

- ・ガラス・金属製の装身具・水中眼鏡等の破損しやすいもの、また、滑り面(スライダー)を傷つける恐れのあるものを身につけさせない。また、危険物を持ち込ませない。
- ・プールサイドで走ったり、危険なことをさせたりしない。
- ・休憩時にプールに足をつけさせない。
- ・プール場内で飲食（ガムを含む）、喫煙をさせない。
- ・絆創膏等遊泳中に剥がれ易いものを身につけさせない。
- ・その他、場内掲示の注意書きを守らせる。

6 監視体制

円形・25mプールの監視

- (1) 各人の監視範囲の水面・水中を監視し、特に、持ち主不在の浮き袋や遊具については、要注意であり、事故防止に努めること。
- (2) 場内での粗暴・危険な行為があるとき、または飲酒していることが判明した場合は場外退去を含め、厳しく注意し指導すること。
- (3) 溺れている者や事故者を発見したときは、直ちに、他の監視員や、職員に知らせ、その方向を示し、相互協力して救助に当たり、また、他の入場者の安全誘導もしなければならない。
笛の合図は（・・・ー）を繰り返し、笛の合図を聞いた他の監視員も笛の合図をしながら現場に急行する。（笛の合図は、事前に全員で練習しておくこと。）

巡回監視

プール全域の巡回管理及び屋内（げた箱付近・更衣室・洗体場付近）の巡視を行い、盗難等事故防止と清潔維持に努める。また、便所の清掃保持とトイレトペーパー、石鹸等の補給に注意する。

ウォータースライダーの監視

- (1) 毎日終業時および始業時にスライダー内部の目視による点検を行うこと。
点検時には、次の項目について注意すること。
 - 1) スライダー内部に傷は無いかな。
 - 2) スライダー継ぎ目部の部分的なコーキングが剥がれていないかな。
上記に該当する事項が発見された場合は、プール管理責任者に連絡すること。
連絡を受けたプール管理責任者は適切な処置をとること。
- (2) 監視員は、開業時間中は別添3のプール監視員配置図に基づき所定の位置につき、次の業務を行うものとする。
 - 1) 監視員②は、スライダー最上段のスタート部に位置し、着水部の監視員（監視員③）の合図に基づき、滑走者を誘導及び滑走スタート指示を行い、監視員の指示無しで勝手に滑走させることは絶対に行わないこと。
 - 2) 監視員③は、着水プールとスタート部監視員（監視員②）が確認できる場所に位置し、滑走者が着水プールに着水した後、プールから上がったことを確認後、スタート部監視員（監視員②）に次の滑走者の滑走の合図をすること。
 - 3) 監視員①は、ウォータースライダー階段入り口に位置し、滑走禁止者の利用制限および利用者の整理と誘導を行う。（120cm以下利用禁止等）
 - 4) 25mプール及び幼児用プールは、1時間の内15分間は、点検のため、全員プールから上げて休憩するので、ウォータースライダーも、これに合わせ、点検・休憩のため15分間を休止とする。
このため、前もって階段の昇り口で、時間調整の入場制限をする。
- (3) ウォータースライダー利用者には、次の注意事項を厳守するよう、誘導及び指導すること。
 - 1) 水着に対する注意

次のような水着を使用する場合、水着の破損及び身体を痛める恐れがあるので注意すること。

- ア 金・銀等のラメ入りのもの、ナイロン生地のもの等生地の薄いもの。
- イ ボタン・ファスナー・金具等が露出しているもの。

2) 滑走時に守るべき注意

- ア 滑る間隔は、係員の指示に従うこと。
- イ 危険な姿勢で滑らないこと。
- ウ 滑走中、途中で止まらないこと。
- エ 着水後は、速やかに前に進みプールから上がること。
- オ マットや浮き輪等に乗る滑らないこと。
- カ 二人以上同時に連なって滑らないこと。

3) 滑走間隔

滑走間隔は、前の滑走者が着水し、着水プールから上がったことを必ず確認した上、次の滑走の指示を出すこと。

4) 滑走姿勢

うつ伏せや、頭からや、背面をした姿勢では、大変危険なので、前向きの正しい姿勢をとらせること。

5) 着水プールの水位

着水プールの水位は、滑走者が安全に着水できるように必ず所定の水位以上を確保すること。

もし所定の水位以下になっている場合は、直ちに滑走を中止し、水を補給すること。